

「建設国保を守り育てるため」 仲間一人ひとりが協力しよう!

建設国保は建設従事者の仕事と暮らしの実態に即した医療保険です

命の綱

私たちにとって一番の不安は、病気やケガで倒れてしまうことです。屋外労働など厳しい就労環境で働く建設従事者に合わせた保健事業を展開する建設国保は、私たちの仕事と暮らしの実態に最も即した医療保険であり、まさに「命の綱」と言うべきものです。

早期発見・早期治療をめざした保健事業を展開

病気にかかれれば収入が減ります。粉じんなどが飛散する建設現場では「中皮腫」「肺ガン」「じん肺」などの職業病が多いのも実態です。

私たちは、仲間の命と健康を守るため、早期発見・早期治療をめざし、国の推進する特定健診・特定保健指導の取り組みをはじめ、地域単位での健康づくり教室やガン検診の推進にも取り組んでいます。

建設業は身体が資本です。



建設国保主催の健診事業

建設国保の安定運営に不可欠な補助金を確保しよう

補助金と保険料で運営

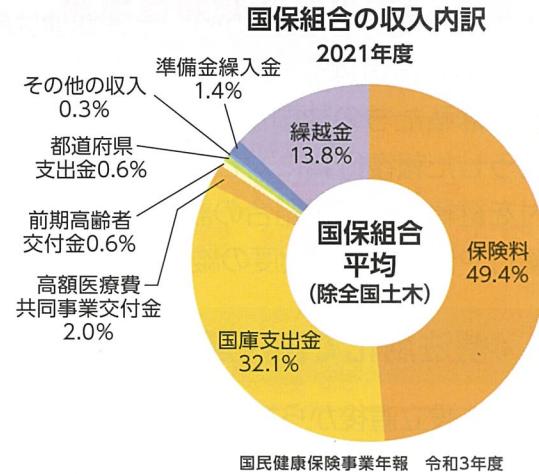
建設国保の財源は、協会けんぽなどの被用者保険のように、事業所からの保険料負担（原則折半）ではなく、加入者本人の保険料と国からの補助金で成り立っています。

そのため国からの補助金はとても重要で、全国の仲間が協力して財務省や厚労省へのハガキ要請や地元国會議員への要請を行い、補助金確保に向けた運動を展開する必要があります。

補助金の法的な位置づけが弱い国保組合

建設国保の他に、他産業の従事者が運営する国保組合があり、全体で158の国保組合となります。（2024年4月現在）

市町村国保の補助制度については法律で「負担する」と義務づけられていますが、国保組合については「補助することができる」とされています。このように法律上、不安定な取り扱いとなっていることから、毎年、補助金確保の運動が必要となります。



国民健康保険事業年報 令和3年度



全国建設労働組合総連合(全建総連)

建設国保は設立して半世紀、日雇健保の理念を受け継いでいます

日雇健保の獲得

からの切実な願いでした。

私たちの先輩は1952（昭和27）年、他の労働者とともに「即時国庫補助による健康保険制度の実現」を掲げ健康保険適用獲得期成同盟を結成、翌1953（昭和28）年7月には署名活動をはじめ、国会や厚生省に足繁く通うなどの精力的な運動を展開、仲間の願い（要求）が運動を広げ、ついに同年7月に日雇健康保険法（以降、日雇健保）が成立しました。

しかし、成立時の日雇健保は、5人未満の零細な事業所で働く建設労働者には適用されない内容でした。そこで、12月には「組合を事業主とみなす擬制適用」を行政措置として実現させました。

日雇健保の制定は未組織の仲間にも影響を与え、沢山の仲間が新たに組合に加入するとともに、新しい組合が全国に誕生していきました。

運動で制度の拡充

日雇健保は、当時の社会保険と同様の10割給付でした。しかし、療養の給付期間は3カ月で打ち切り、傷病手当金もなく、入れ歯もできないという脆弱なものでした。

こうしたことから、私たちは補助制度等の増額を求める運動を開始、その結果、1953（昭和28）年はゼロだった国庫負担が徐々に拡大、1954（昭和29）年には医療給付に1割の国庫負担、1955（昭和30）年には療養給付期間が1年になり、分娩費や埋葬料が新設されるなど制度改善を勝ち取りました。

補助金を確保し、国保組合の運営を安定させよう

日雇健保から建設国保を設立

日雇健保の制度改善を求める中、政府が赤字を理由に制度を廃止する方針を示したことから、全建総連は廃止を阻止する運動を展開しました。

1970（昭和45）年、日雇健康保険法改正案を廃案に追い込みましたが、政府は私たちの仲間が加入できる擬制適用を廃止する措置を行いました。こうした報復行為に対し、世論を巻きこむ中で厚生省は日雇健康保険の給付を継続する国保組合の設立を認めました。これを受け、それぞれの地域の中で国保組合を設立し、10割給付や傷病手当金制度の維持を実現するなど、現在の建設国保に至り、半世紀を経過しています。

4割法制化で国保運営が安定

現在、全建総連の加盟組合を母体とする国保組合は、中央建設国保組合をはじめとして1970（昭和45）年8月に設立されています。設立直後から補助金確保の運動を推進しており、今まで取り組みを進めているハガキ要請行動も開始しました。国保組合予算獲得では1970（昭和45）年では1億円、1974（昭和49）年度では25億円、1976（昭和51）年度は140億円、翌1977（昭和52）年には国庫補助4割法制化を勝ち取り、建設国保の財政基盤は安定、現在の建設国保の礎を築きました。まさに仲間と共に守り育てた国保組合です。

まとめ

- ①建設国保は、仲間の切実な要求で勝ち取った制度です
- ②制度拡充に向け、一人ひとりの運動が欠かせません
- ③仲間の自覚を高め、組合の団結の力を強めましょう

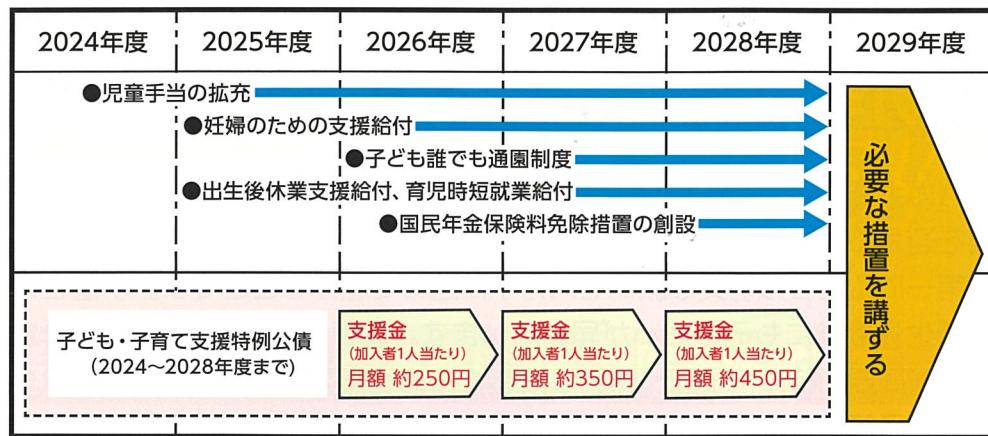




全世代型社会保障構築の具体化～子ども・子育て支援金の創設

政府は全世代型社会保障構築のさらなる具体化を進めています。2024年通常国会において少子化対策の拡充を集中的に行う(2024~26年)として、医療保険制度を活用し、子ども・子育て支援金の賦課と徴収を保険者に義務付けるというもので、2026年4月から現在の保険料に加えて支払うとしています。

政府は国民に実質的な負担は生じないと説明していますが、社会保障費の抑制も視野に入っています。国庫補助見直しに直結するもので建設国保の安定運営に大きな影響を及ぼし、加入者負担の増加は避けられません。



社会保障制度連続見直し～建設国保「3つの危機」打開に向けて

この間、政府は2023年に医療・介護制度見直し、保険証廃止等の改正マイナンバー法を成立。2024年に子ども・子育て支援金制度、2025年に年金制度、2026年には介護保険制度の大幅見直しが予定されています。いずれも、給付削減、負担増の見直しです。この流れの中で、私たちの「命の綱」である建設国保も危機にさらされています。

全建総連では建設国保「3つの危機」と位置付けて中期的な運動を設定し、毎年の予算確保の取り組みと並行して取り組みます。

建設国保の「3つの危機」



2023年 保険証交付存続を求める60万人署名

昨年、私たちは保険証廃止の動きの中で、保険証交付存続を求める60万人署名に取り組み(2023年3~9月)、50県連・組合の仲間から50万7239筆を集めました。署名は2023年10月5日に厚生労働省伊原保険局長に手渡しました。伊原保険局長から「みんなの活動(保険者機能の発揮)と(保険証)一体化をどう両立していくかは重要な課題である」と回答があり、保険証を通じた帰属意識が保険者機能の発揮につながっていることを認めさせました。

2024年は建設国保の予算闘争と連動して取り組みます。



2025(令和7)年度予算

国保組合の現行補助水準確保に向けてご協力を!

ハガキ要請 ~仲間の切実な願いを届ける重要な取り組み

ハガキ要請行動は、国保組合を設立した1970年9月より実施、今年で54年目を迎える歴史的取り組みです。長く続いた取り組みには理由があります。

第一に私たちの切実な願いをハガキに込めて届けることです。手書きの文面は厚生労働省にもその思いが届いています。事実、昨年11月29日の厚生労働省保険局要請時に笹子国保課長は、「皆さんの切実な願いをしっかり受け止める。必要な予算確保に全力をあげる」と回答しています。12月の財務省要請では、私たちが取り組んだハガキが机に並べられた中で要請し、力となりました。

第二に、全国の仲間とその家族が協力して取り組むことで、私たちの国保組合として魅力ある建設国保を守ることで一体感が生まれ、労働組合の絆も深まります。



ハガキを並べた中で財務省に要請

地元国会議員要請 ~建設国保の育成・強化を求める

また、地元国会議員要請は、立法府の役割として国会議員一人一人に私たちの建設国保が不安定就労が特徴的な働き方の中で、病気にかかり仕事ができなくなることで、収入が途絶え暮らしが続けることが困難に陥る、そのため私たちの建設国保は重要であることを訴え、建設国保の育成・強化を求めます。そのことで毎年の予算確保も実現する大きな力となります。

国保組合の補助金確保に向けた予算要求の取り組み

ハガキ要請と地元国会議員要請は補助金確保の大きな力

国保組合の財政は、補助金と保険料でまかなわれています。補助金の確保が思うようにならないと保険料に直接影響することになります。そこで、私たちは毎年、国保組合の補助金確保に向けて、財務省・厚労省へのハガキ要請行動、地元国会議員要請行動に組織を挙げて取り組んでいます。

7月	8月	9月	10月	11月	12月
ハガキ要請集中投函				ハガキ要請集中投函	
地元国会議員要請	●予算要求集会・行動	●厚労省予算概要要求	地元国会議員要請	●予算要求集会・行動	●政府予算案 ●中央闘争

全国建設労働組合総連合(全建総連)

東京都新宿区高田馬場2-7-15
TEL03-3200-6221 FAX03-3209-0538
URL <https://www.zenkensoren.org/>

取扱組合